

事 務 連 絡

令和 5 年 4 月 6 日

一般社団法人 全国植物検疫協会

専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課

課長補佐（輸入検疫班担当）

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について

今般、新型コロナウイルス感染症に対する各国の入国制限が緩和されるなど、世界的に発生が収束に向かっているものと判断されたことから、各国への日本側植物防疫官の派遣を再開しているところです。このため、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた生果実等の輸入検査について（令和 2 年 4 月 22 日付け消費・安全局植物防疫課課長補佐（輸入検疫班）事務連絡）の別紙で定める国（地域）、対象品目等の一部改正を行いましたのでお知らせします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。また、今回の取扱いについて、ご不明な点等ございましたら、当課（輸入検疫班担当）又は最寄りの植物防疫所にお問い合わせのほど、お願いいたします。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症のまん延に係る代替措置を行う国（地域）、対象品目及びそれらの輸入検査時の抽出数量

(傍線部分は追加部分)

国（地域）	対象品目	輸入検査時の抽出数量
アメリカ合衆国	ネクタリンの生果実	現在の抽出数量の2倍
アルゼンチン	グレープフルーツ、スウィートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ、マーコットの生果実	現在の抽出数量の2倍
イタリア	タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理施設において消毒が行われる場合）	現在の抽出数量の2倍
オーストラリア	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
オランダ	おらんだいちご、とうがらし、トマト、なす、ぶどうの生果実	現在の抽出数量の2倍
台湾	パパイヤ、マンゴウ、ポンカン、タンカン、リュウチン種のスウィートオレンジ、ポメロ、れいし、ぶどう、ヒロセレウス・ウンダーツス、いんどなつめの生果実	現在の抽出数量の2倍
中華人民共和国	れいしの生果実	現在の抽出数量の2倍
パキスタン	マンゴウの生果実	現在の抽出数量の2倍
フィリピン	マンゴウ及びパパイヤの生果実	現在の抽出数量の2倍
ベトナム	ヒロセレウス・ウンダーツス、ヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コストリケンシスとの交雑種、カッチュー種のマンゴウの生果実、ティエウ種のれいし、りゅうがんの生果実	現在の抽出数量の2倍

※コロンビア産イエローピタヤを対象品目から除外（2021年5月）

※インド産マンゴウの輸入検査時の抽出数量を変更（2022年3月）

※アメリカ合衆国産にほんすもも、むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉を対象品目から除外（2022年9月）

※カナダ産むぎわら及びかもしぐさ属植物の茎葉並びにとうがらしの生果実、ペル

一産ケント種のマンゴウの生果実を対象品目から除外（2022年11月）

※ベトナム産りゅうがんの生果実を対象品目に追加（2022年12月）

※イスラエル産スウィートオレンジ、グレープフルーツ、スウィーティ、ポメロ、レモン、オアの生果実、オーストラリア産ハス種のアボカドの生果実及びチリ産指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実を対象品目から除外（2022年12月）

※ニュージーランド産さくらんぼの生果実を対象品目から除外（2023年1月）

※イスラエル産ハス種のアボカドの生果実、オーストラリア産タスマニアの指定生産地で生産されるさくらんぼの生果実並びにタイ産マンゴウ、マンゴスチン及びトーンディー種のポメロの生果実を対象品目から除外（2023年2月）

※①エジプト産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ、マンダリンその他のシトラス・レティクラタ及びクレメンティンその他のシトラス・クレメンティナの生果実、②トルコ産オレンジその他のシトラス・シネンシス、マンダリンとオレンジとの交雑種その他のシトラス・レティクラタとシトラス・シネンシスとの交雑種、レモンその他のシトラス・リモン、グレープフルーツその他のシトラス・パラディシ及びマンダリンその他のシトラス・レティクラタの生果実及び③ハワイ諸島産ソロ種パパイヤ、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウの生果実を対象品目から除外（2023年3月）

※①アメリカ合衆国産さくらんぼ、りんご及びせいようすももの生果実、ばれいしょの生塊茎、②イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実（低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合）、③インド産マンゴウの生果実、④オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ、ぶどう、指定地域で生産されるカンキツ属、⑤カナダ産さくらんぼの生果実、⑥コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウ、ハス種のアボカドの生果実、⑦南アフリカ共和国（スワジランドを含む。）産スウィートオレンジ、レモン（スワジランドは除く。）、グレープフルーツ、クレメンティンの生果実、⑧ニュージーランド産りんごの生果実、⑨ブラジル産ケント種及びトミーアトキンス種のマンゴウの生果実、⑩ペルー産ハス種のアボカド及びうんしゅうみかんの生果実を対象品目から除外（2023年4月）